

ごかのお知らせ

お知らせ

■平成20年度の国民健康保険税について (町民税務課)

平成20年度税制改正にともない、次のとおり改正されましたのでお知らせします。

- ① 国民健康保険税の課税限度額が医療分47万円、後期高齢者支援金分12万円、介護分9万円になります。(改正前医療分56万円、介護分9万円)
- ② 公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者について、保険税負担の緩和措置として、段階的に本来の保険税額に移行できるよう、平成18年度から2年間、保険税の所得割算定の際に特別控除が適用

用されました。この緩和措置が平成19年度をもって終了となりました。

○公的年金等特別控除

18年度	19年度	20年度
15万円	7万円	控除なし

○対象者

平成17年1月1日現在、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の方で、平成17年中に公的年金所得について特定の年金等控除額の控除を受けた方。

○お問い合わせ
税務G (内線253)

■住民基本台帳カード等の受付、交付業務を一時停止します (町民税務課)

住民基本台帳ネットワークシステムの機器入れ替えを行うため、次の業務を停止しますので、ご注意ください。
○停止する業務
・住民基本台帳カードの受付、交付

・広域交付の住民票の受付、交付
・電子証明書の受付、交付

○業務停止日 7月7日(月)

○お問い合わせ
町民G (内線231)

■平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなつた方へ (町民税務課)

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済みの平成19年度分の住民税から税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。
なお、還付を受けるためには申告が必要となりますので、ご注意ください。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

○対象者
住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額以上になる方

○申告期間 7月1日(火)から31日(木)まで

○申告先 平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村

○お問い合わせ
税務G (内線252)

所得税変動に係る経過措置のモデルケース (夫婦)
(平成18年、19年ともに給与収入400万円の場合) (単位:円)

	平成18年(度)		平成19年(度)	
	税源移譲前	税源移譲後	税源移譲前	税源移譲後
所得税	150,000	75,000	150,000	75,000
住民税	80,000	155,000	80,000	155,000
合計	230,000	230,000	230,000	230,000

平成19年の収入が減少した場合、
還付されます!

(平成18年給与収入400万円、平成19年所得なしの場合)

	平成19年(度)所得なし		税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額 (還付額)
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	80,000	155,000	75,000
合計	80,000	155,000	75,000

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
このほか、実額の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止された等の影響があることにご注意ください。
また、均等割額は除いています。

■農業用廃プラスチックの回収について (産業課)

農業用として使用済みとなった廃プラスチック(ビニール材)の適正処理に伴う回収を実施します。

受付期日、搬出方法等の詳細については、別途回覧にてお知らせします。

なお、搬出物によって荷姿等の制約がありますので、特に搬出量の多い方は、回覧を確認のうえ、あらかじめご連絡ください。

○回収対象物

- ・ハウス等被覆用ビニール
- ・肥料用空袋
- ・園芸用マルチフィルム
- ・水稻育苗箱

※回収物の状態や種類によって回収できないものもあります。

○お問い合わせ
地域産業G (内線261)

■チャイルドサークルについて (健康福祉課)

育児についての悩み等を気軽に話し合える仲間作りを目的に、チャイルドサークルを実施しています。お友達といっしょにお気軽にご参加ください。

○日時 8月6日(水)
午前10時から11時30分まで

(受付 午前9時40分から)
○内容 「手作りうちわ」

○持ち物 うちわ(参加されるお子さんの分)

○対象者 乳幼児とその家族

○お申し込み期限
8月4日(月)まで

○お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910